

宅地建物取引士登録消除申請書について

●提出書類の必要部数

正 1 部

●提出書類

- 1 宅地建物取引士登録消除申請書
- 2 本人確認のための身分証明書（運転免許証等顔写真付きの公的身分証）のコピー
- 3 宅地建物取引士証（取引士証の交付を受けている場合。探しても見当たらない場合は、その旨を書いた紛失届を提出してください。）

（注意事項）

- 1 登録を受けている方は、自ら、登録消除申請をすることができます。
（各県民局等に持参または県外在住者は簡易書留による郵送）
- 2 いったん登録が消除されると、再度登録する場合は、もう一度登録の申請からやり直すことになります。その場合、申請時点から過去 10 年以内に 2 年以上の実務経験があること、あるいは、登録実務講習を修了してから 10 年以内であることが必要となり、所定の兵庫県収入証紙を添付して申請することになります。